

安心・信頼の社会保障制度を確立しよう！

— 第 22 回定期総会 —

県高齢協は、7 月 23 日、新潟市ガレスソホールで「安心・信頼の社会保障制度を確立しよう」をスローガンに第 22 回定期総会を開催しました。

主催者を代表して、宮島会長は、「昨年の社会保障制度改革国民会議の報告は負担の在り方について評価されるものがある一方で、税と社会保障制度の一体改革の考え方からすると税の負担増が社会保障にどう生かされるのか疑問だ」としたうえで、高齢協の今後の活動の重要性と健康年齢の引き上げ、高齢者の必要とされる情報の発信、要求を実現させるための組織の拡大が必要と訴えました。



宮島会長

来賓には、行政から新潟県副知事の池田千絵子さんと新潟市の福祉部長の佐藤隆司さんが駆けつけ、県高齢協の果たす役割の重要性を訴えました。また、中央退職者連合からは、菅井事務局次長が新潟の昨年の活動を評価し「安心・信頼の社会保障制度確立の運動を引き続き協力してほしい」と訴えました。



山崎代議員

報告事項では、「活動報告」「決算報告」「会計監査報告」を確認した後、「運動方針」「予算」について議論に入りました。上越の山崎さんからは、「介護施設入所にかかわり介護度によらない場合があるなどの実態」「介護保険料の自治体間格差等の改革運動の継続性」などの意見が出されました。新潟交通退職者会の鶴巻さんからは、「報告にあるように

145 名の代議員が参加し総会が開催された



鶴巻代議員

高齢協は様々な活動が展開されているようだが、その情報が会員に届けられていないのではないか」との意見も出されました。執行部では、介護サービスの格差が生じない取り組みをはじめ広く情報提供していくこととしました。

来賓においでいただいた方々

新潟県	副知事	池田千絵子 様
新潟市	福祉部長	佐藤隆司 様
退職者連合	事務局次長	菅井義夫 様
連合新潟	事務局長	牧野茂夫 様
労働金庫	理事長	江花和郎 様
総合生協	常務理事	山口 栄 様

お忙しい中たいへんありがとうございました

高教組退職者会 総会

福祉・生涯委員会の活動を

高教組退職者会は、6月25日、第33回総会を開催し、「教育再生」の名の下で露骨な政治介入を進める安倍政権との闘い等が必要とした運動方針を確認しました。

基本方針として、退職者が安心して暮らせる年金、医療、税制、雇用、福祉などの改善をめざし上部組織や県高齢協との連携や平和・教育等の課題の取り組みをはじめ、会員の連携と親睦交流を深めることとしました。同会は、福祉厚生委員会や生涯学習委員会等の機関を有し、福祉や研修、旅行、囲碁などの活動を進めているのが特徴です。

裸のつき合いで湯談

日通退職者会 総会

日通退職者会は、6月27日、第41回総会を開催しました。

総会では、この1年間の活動と会計報告を確認しました。総会は、退職者の健康をお互いに確認しあう場であり、昨今の医療や介護制度などの現状の問題点や今後の在り方など自由に討議し意見交換する場となっています。

また、会場が「だいろの湯」ということもあり、汗を流し、まさに裸の付き合いが恒例しており、県高齢協の運動のあり方や政治状況についても湯談するのがこの会の特徴ともなっています。

JR 東労組 OB 会 総会

健康で楽しいOB会を

JR 東労組 OB 会は、6月28日、第18回定期総会を開催し、命と生活と平和を守る諸取り組みを確認しました。

特に、運動組織を強化する取り組みとして、エルダー組合員の拡大を提起しています。エルダー社員300名の現役組合への加入が低いことから、JR退職と同時にエルダー組合員に加入してもらう取り組みとエルダー退職後にOB会継続加入を進めたい、とし、当面、エルダー退職予定者の家庭訪問を実施していくこととしました。スローガンには、高齢協への活動に参加し交流することも提起されました。

地域の諸団体と連携

農林退職者会 総会

農林水産省退職者の会は、6月28日、第40回定期総会を開催し、地域福祉の確立で地域高齢協の果たす役割の重要性であるとし、積極的に運動に参加していくことを確認しました。

具体的な取り組みとしては、高齢化による自然減や退会などによる会員の減少に対策として、在職時の職域・職場の違いを乗り越え退職者全員が加入できるようにし、組織運営、組織の自主的運営に努めることとしました。介護や保険事業など地方自治体にかかる課題が多いことから、県・地域の諸団体との連携共闘が重要としました。

柏刈地域高齢協 総会

会員相互の連携と絆を

柏崎刈羽地域高齢協は、6月29日、産業文化会館で15回総会を開催しました。

高柳の介護施設見学会や柏崎市への要請行動などを行ってきた活動報告を確認した後、活動方針では、「会員相互の交流・親睦を深める」取り組みとして、グランドゴルフや健康年齢を伸ばすため知識教養を高める活動、「自立する高齢者」として県高齢協や連合柏崎地協の指導のもと各種活動を展開していくこととしました。

UA ゼンセンシニア友の会 総会

終身会員制度を活用

UA ゼンセンシニア友の会は、7月22日第31回定期総会を開催し、15年度の活動計画を確認しました。計画では、「会員の拡大」「現役組合との協力による各組合のシニア組織の強化」「知識を深める研修会」等を行っていくこととしました。

特に会員の拡大については、25年以上勤務し定年退職する組合員は「終身会員」として会費を組合が負担する、組合役員を10年以上勤めた組合員の「終身会員」となるなどの制度を再確認しました。

自治労退職者会 総会

要支援者への市町村移管等

介護三課題に強く反対

自治労退職者会は、7月30日、安心して暮らせる社会保障制度の確立などをスローガンとして、第30回定期総会を開催しました。

運度方針では、具体的取り組みとして、組織の拡大強化のほか、地公退（地方公務員退職者会）の統一要求にそって進めることを確認しました。特に介護では、要支援者の予防給付の市町村事業への移行、利用者負担増（1割→2割）、施設入所者の食費居住費の補足給付利用要件への試算勘案に強く反対していくこととしました。

JP 労組退職者会 総会

新たな組織で GO !

郵政退職者会と郵政ユニオンクラブの解散に伴い、新たな JP 労組退職者会の設立総会が7月28日に開催されました。

活動計画では、「親睦と交流」「会員拡大」「平和活動」「退職者連合との連携」「共済への加入促進」等にかかわる運動を確認しました。特に、JP 労組が結成された以降も旧組織の退職者会が存在する影響していたことで現役組織との相乗効果を発揮しえない要因ともなっていたとし、新たな退職者組織の構築をめざして設立にいたったものです。

地域貢献人材の名簿化に協力を！

—当面の「健康」「趣味」「相談受付」—

先の第22回定期総会で確認された「高齢協会員で地域に貢献する人材の名簿化」について、当面、健康指導、趣味関係、各種相談を受けてくれる人材を募集することとしました。

連合や労福協の活動が「地域」をキーワードにした活動にシフトしつつあります。県労福協では、各連合地協単位にLSCを設置し各種相談事業を展開しているほか、「生活困窮者対策事業」を行政からの委託を受け確実に成果を上げてきています。連合でも「地域に根ざした運動」を合言葉に地区労福協が実施するライフサポートセンターの運営に力を入れるなど運動の軸が「地域」にも広がっています。

労働組合は人材の宝庫です

退職者の中には、職場で養った「経験」や趣味がこうじてほとんどセミプロに近い人もたくさんいます。何よりも労働組合を経験した方は、民主主義の基本を理解しており、町内会や様々な団体の運営の仕方や人の動かし方も熟知しています。まさに労働組合は、「人材の宝庫」です。

身につけた能力やスキル、経験を地域で生かして高齢協運動を活性化していただければと思います。

地域でボランティアをお願いします

労働組合はもちろんのこと、地区労福協や各団体からの要請に応じて、登録された方を高齢協として紹介し、無償で（場合によって交通費あり）出向いていただくこととしています。

県高齢協が当面求める人材

- ①健康促進
ウォーキングやヨガ、健康体操等指導をしていただける方
- ②趣味関係
初心者向けに盆栽、家庭菜園、囲碁将棋を指導していただける方
- ③各種相談
労働、税金、社会保険関係に精通している方
- ④民生委員等
生活保護等福祉行政に精通している方



県高齢協のホームページを立ち上げます

第22回総会での議論の経過を踏まえ、高齢協運動にかかわる「情報」、職域や地域の活動をはじめ、医療や年金、介護等の制度の変更等、より早くより多くの会員等の方々に提供するためホームページを立ち上げることとします。

当面、各職域の退職者会や地域高齢協の総会や活動内容を写真や文章で掲載していきます。県高齢協の幹事会で確認され次第、各団体に原稿や写真の送付等をお願いしていきます。

よろしくをお願いします。

中央退職者連合
低所得者高齢単身女性問題に関する政策制度要求

1. 安心して暮らせる居住の場の確保について

- ①国・地方自治体は、居住の継続が困難な状態にある低所得高齢者、とりわけ低所得高齢単身女性に対し、一定の質が担保された住居への速やかな入居・転居が可能となるよう住宅の確保に努めること。
- ②国・地方自治体は、個人情報に配慮し、常に低所得高齢者の住居の種別実態ならびに暮らしの状況把握に努め、低所得高齢者、低所得高齢単身女性が安心して暮らせる住環境の整備を図ること。

2. 「改正生活保護法」等の権利保障にもとづく運用について

- ①「改正生活保護法」や「生活困窮者自立支援法」の恣意的な運用によって生活保護申請者や受給者を萎縮させ、申請や受給を断念せざるを得ないような状態にさせたり、スティグマに陥らせたりすることがないようにすること。
- ②特に本年7月1日に施行された改正生活保護法は、「親族の扶養義務化」や「申請書類提出の義務付け」など、受給者の抑制・削減を企図したものになっている。過去には、そうしたいわゆる「水際作戦」によって申請・受給を断念させられた結果、餓死や孤独死につながった事例もある。
国・地方自治体は法の基本に立ち返り、審議課程での与野党修正合意などに基づき、権利保障を本旨とした運用に努めること。

3. 社会的孤立や孤独死の防止について

- ①国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支え合いの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）、民間事業者（郵便配達、新聞配達等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。
- ②具体的な活動推進に当たっては、個人情報の共有を図ると共に、その取り扱いについては慎重を期すこと。

4. 移動困難者対策について

人口減少、少子高齢化が進む中で、公共交通サービスの衰退に加え、高齢のため自動車の運転が困難になる者が増えるなど、買い物や通院など日常生活において大きな困難に直面している地域が少なくない。国・地方自治体は昨年（平成25年）11月に成立した「交通政策基本法」の理念にのっとり、公共交通機関をベースとした住民の日常生活における移手段の確保に努めること。

5. 雇用秩序の回復と短時間労働者に対する被用者年金の適用拡大について

第3号被保険者制度は労働時間を調整することなどによって、「女性の活躍の場」を限定的なものにしている。同時に、国民年金加入者と被用者年金加入者との間に大きな不公平感をもたらしている。そうした問題の背景にあるのは雇用の劣化、雇用秩序の崩壊による短時間労働者の増大である。国・地方自治体は雇用秩序の回復に努めるとともに、短時間労働者への被用者年金の適用拡大に全力で取り組むこと。

6. 年齢によらない働く場の確保・拡大について

高齢化社会にあって、健康で働く意欲のある高齢者や、各分野で活用しうる技術・能力を有する高齢者が定年制などによって、そうした意欲や技能を生かし切れていないケースが少なくない。国・地方自治体は、年齢によらない男女の働く場の確保・拡大に努めること。